

議案第 5 4 号

三田市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

三田市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次の
とおり定める。

平成 2 4 年 6 月 7 日提出

三田市長 竹 内 英 昭

三田市条例第 号

三田市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

三田市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例（平成元年三田市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

付則を付則第 1 項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、付則に次の 1 項を加える。

（経過措置）

- 2 当分の間、別表第 1 に規定する有料駐車場のうち、横山駅前駐車場、フラワータウン駅前駐車場及び南ウッディタウン駅前駐車場において第 4 条第 1 項の規定により駐車場の使用の許可を受けた者が納付すべき使用料は、第 5 条第 1 項第 1 号の規定にかかわらず、これを適用しない。

別表第 1 フラワータウン駅前駐車場の項中「三田市武庫が丘七丁目」を「三田市弥生が丘一丁目」に、「屋内」を「屋外」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の三田市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例付則第 2 項の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。